

## 原 著

# 親と子どもの関係の意味を変化させる仕組みとしての 「こうのとりのゆりかご」

“White stork cradle” as the system which changes the meaning of the relation  
between a parent and a child

井上 寿美

**要約：**熊本県熊本市に位置する医療法人聖粒会慈恵病院に「新生児相談室」として設置された「こうのとりのゆりかご」の今日的意義を明らかにした。親であっても子どもの健やかな育ちを願い、喜びとしない場合があるという現実を直視し、「こうのとりのゆりかご」の特性を、親の立場と子どもの立場に二分して捉えるのではなく、親と子どもの関係から捉え、かつ、「子どもの人生・生活」を重視して考察をおこなった。匿名で子どもを預かる「こうのとりのゆりかご」という仕組みは、親から「粗末」にされたかもしれない子どもを、結果として、「粗末」にされた訳ではない子どもに変化させたことがわかった。つまり、「こうのとりのゆりかご」というのは、親と子どもの関係の意味を変化させる仕組みであるという点に「積極的意義」を見出すことができた。

**Key Words：**こうのとりのゆりかご、こうのとりのゆりかご検証会議、親と子どもの関係、積極的意義、匿名性

### はじめに

本稿の目的は、「こうのとりのゆりかご」が現在の社会に存在する今日的意義を明らかにすることである。したがってその議論は、たとえば、「子ども・子育て新システム」が依拠している、子どもの親であれば誰もが当然、子どもの健やかな育ちを願い、喜びとするものである<sup>1)</sup>というような「幻想」を基盤としておこなうものではない。この国の子どもたちがおかれている現況を踏まえた議論をおこなう。

子どもの親であれば誰もが当然、子どもの健やかな育ちを願い、喜びとするものであるという考え方を「幻想」とする理由は、次のような実態がみられるからである。たとえば、虐待死する子どもの約60%が0歳児であり、そのうちの約70%が0カ月児であり、さらにその約85%が日齢0日に死亡しているという実態である<sup>2)</sup>。あるいはまた、年間、およそ150人の子どもが遺棄されているという実態であり<sup>3)</sup>、年間出生数の2割強の人工妊娠中絶数が確認できるという実態である<sup>4)</sup>。いずれもが子どもの側からすれば、自らの健やかな育ちを願い、

喜びとされなかったという現実である。そこで、このような現実を直視して「こうのとりのゆりかご」という仕組みの今日的意義を考察する。

### 1. 「こうのとりのゆりかご」について

(1) 新生児にかかわる相談を目的とした「新生児相談室」  
2007年5月、匿名で子どもを預かる「こうのとりのゆりかご」(以下、「ゆりかご」とする)の運用が開始された。「ゆりかご」とは、熊本市の許可を得て同市に位置する医療法人聖粒会慈恵病院が設置したものである。「ゆりかご」にかかわる報道では、匿名で子どもを預かることだけに焦点がおかれがちであった<sup>5)</sup>。しかし実際は、子どもを預かることが目的ではなく、いろいろな相談を受け、一緒に考え、解決策を見つける「新生児相談室」として設置されている(蓮田2011a/田尻2009/田尻2010a/田尻2010b/田尻2010c)。「ゆりかご」の本来業務は、新生児にかかわる相談である。

筆者がおこなった「ゆりかご」の現地調査<sup>6)</sup>では、「ゆりかご」の扉の前に「いたずら」によって扉が開けられることのないように、注意を喚起する頑丈な看板が立てられていた。慈恵病院の田尻由貴子看護部長によれば、重い立て看板を移動させなければ「ゆりかご」の扉

を開けることができないという位置に看板を設置したことは、「いたずら」予防に効果的であることはもとより、子どもを預けようとする人にとって意味があるという<sup>7)</sup>。扉を開けようとして看板を移動させている途中で、思い直して相談のインターフォンを押すような事例があったのではないかと推察される。このような点にも、「ゆりかご」が「新生児相談室」を本来業務としていることを確認することができる。

子どもを預け入れる保育器の上には、子どもを預けた人に宛てた病院からの手紙が置かれている。慈恵病院の手紙は、「ゆりかご」がモデルにしたというドイツの類似施設、ベビー・クラッペ（赤ちゃんボックス）で使用されている「母親への手紙」を参考にしている<sup>8)</sup>。子どもを預ける人への励ましや、思い直して子どもを引き取る場合の手続きの仕方が記されている（阪本2008）。また、「赤ちゃんは児童相談所を通して、施設で育てられることになる。赤ちゃんの幸せのために特別養子縁組の道もあるので、できるだけ私たちに連絡を取ってほしい」（蓮田2011b: 8）という呼びかけをおこなっている。「ゆりかご」は、その利用者に対して、扉を開け、赤ちゃんを預け入れた後も特別養子縁組の情報提供とともに、相談を呼びかけていることがわかる。

先述したように、「ゆりかご」がめざしているのは、妊娠、出産、育児などについての悩みを抱える母親やその周りの人たちの悩みを一緒になって考え、解決することである。しかし「悩みに悩みぬいた」結果、母親やその周りの人たちが、自らの手で子どもを育てることが出来ないと判断することもある。そのようなときに「自分が産んだ赤ちゃんの尊い命は救われる」<sup>9)</sup>ことを願う最終手段として、子どもを託せる場所として「ゆりかご」が設置されたのである。

## (2) 「ゆりかご」の運用実態<sup>10)</sup>

「ゆりかご」に子どもを預けるといのは、屋内（新生児相談室）に設置され、一定の温度に保たれた保育器（インファント・ウォーマー）に子どもを預け入れることである。

保育器に子どもが預け入れられると病院内のナースステーションと新生児室2か所のブザーが鳴り、2か所のモニターが同時に作動し、保育器が映し出される。ブザーが鳴れば、直ちにスタッフが駆けつけて子どもを保護し、子どもは医師による健康チェックを受ける。また子どもが預けられると、病院はすぐに、熊本県中央児童相談所、

熊本県警察熊本南警察署、熊本市役所に連絡を入れる。

病院から連絡が入ると直ちに、警察からは警察官が現場にかけつけ、保護責任者遺棄罪など事件性の有無を確認し、遺留品の確認や写真撮影などをおこなう。また児童相談所からは職員がかけつけ、現場において子どもの保護にあたる。

慈恵病院は医療機関なので子どもを預かり続けることはできない。したがって児童相談所は即日、一時保護措置をとる。おおむね生後5日以内の状態と推測される新生児については、慈恵病院において公費による委託一時保護がおこなわれる。また生後5日をこえて安定していると判断される新生児については、即日か遅くとも翌日には乳児院への入所措置がとられる。本来、「ゆりかご」は新生児を対象としている。しかし実際にはこれまでに6名の幼児が預けられている。これらの子どもについては、児童養護施設への入所措置や熊本県中央児童相談所に併設された一時保護所での一時保護措置がとられている。

つまり、「ゆりかご」が子どもを預かるというのは、子どもを一時的に受け入れることを意味している。「ゆりかご」が受け入れた子どもは、すぐに既存の社会的養護の制度に則ってその後の対応がなされるのである。

## (3) 「ゆりかご」の利用状況<sup>11)</sup>

2007年度～2010年度の「ゆりかご」の利用状況は次のようになっている。運用開始から4年間に預けられた子どもは75人（男35人、女40人）である。子どもの年齢は、新生児60人、乳児9人、幼児6人となっている。預け入れ時に医療を要した子どもは6人であり、虐待の疑いは0人である。

1-（1）で述べた保育器の上に置かれた手紙を持ち帰ったのは55件である。また、着衣以外で一緒に置かれていた遺留品があったのは50件、父母等からの手紙があったのは27件である。事後に父母等からの接触があったのは16件、親が子どもを引き取ったのは9件である。

預けに来たのは、母親56人、父親15人、祖父母17人、その他17人、不明8人となっている。このことから、「ゆりかご」の利用にさいして、複数人で預けに来ている場合があることがわかる。「ゆりかご」までの主たる交通手段は、車（自家用車）31件、航空機10件、新幹線等鉄道23件、不明11件である。

母親の年齢は、10代10人、20代31人、30代16人、

40代4人、不明14人である。母親の婚姻状況については、既婚（婚姻中）20人、離婚14人、未婚27人、不明14人である。また家庭の状況は、ひとり親家庭12件、その他63件である。子どもの実父については、母親と婚姻中（夫）14人、母親と内縁関係5人、その他（恋人等）19人、その他（詳細不詳）13人、実父に別の妻子あり10人、不明14人である。

預けに来た者からの聞き取りなどをもとに分類した「ゆりかご」を利用した理由（複数回答）については、生活困窮15件、親（祖父母）等の反対4件、未婚16件、不倫8件、世間体・戸籍17件、パートナーの問題9件、養育拒否4件、その他9件、不明16件である。

## 2. 「ゆりかご」をめぐる議論

ここでは「ゆりかご」をめぐる議論を概観する。CiNiiのフリーワードに「こうのとりのゆりかご」、「赤ちゃんポスト」を入れて検索をおこなった結果、合わせて52件の文献が検索された（2011年9月28日現在）。52件の文献は、論文、口演要旨、講演録、雑誌記事などである。「ゆりかご」はその設置計画が発表されたときからマスコミでも大きく取り上げられ、政府高官をはじめとし、様々な立場の人が「ゆりかご」をめぐる論者となった。慈恵病院に対しても「賛成、反対の意見が全国から多数寄せられ、一時はその対応に忙殺された」（蓮田2011b: 8）という。このような状況を踏まえ、「ゆりかご」をめぐる議論を広くみていくために、研究論文以外のものもすべて概観した。なお、文献では「赤ちゃんポスト」という名称が用いられていても、以下ではすべて「ゆりかご」という名称に統一して議論をすすめる。

### （1）慈恵病院関係者の議論

52件の文献うち、慈恵病院の蓮田太二理事長、田尻看護部長によるものが10件、この2人へのインタビュー記事が4件であった。したがって14件は、慈恵病院関係者からの発信といえる。慈恵病院関係者からの発信は、ドイツのベビー・クラッペの視察等、「ゆりかご」が設置されるに至った経緯、「ゆりかご」の運用システム、また相談業務の内容紹介が中心となっている。

「ゆりかご」の運用を開始してから一定の時間が経過した現在、その運用をおこなってきた関係者が最も課題であると捉えているのは、「ゆりかご」に預けられた子どものその後が、家庭養護ではなく施設養護になっている点である。関係者は、「ゆりかご」に預けられた子

どもの養育については、「愛情深い家庭で幸せに育てられること」（蓮田2011b:11）を切に願っている。田尻は講演で、「私や理事長はいつも『子どもはやっぱり小さいときから家庭で育つことが、人間として本当に育つためには必要なんだよね』と話しています」（田尻2010b: 69 - 70）と語っている。

ところが実際には、「ゆりかご」に預けられた場合、親が匿名であるために特別養子縁組が難しい<sup>12)</sup>。また公的機関による養子縁組には1～2年を要し、愛着形成の時期が過ぎてしまう。慈恵病院関係者の議論では、特別養子縁組制度の運用がスムーズにいったりとは言い難い現状に着目して、近年、特に制度のあり方を見直す必要性が強く主張されている（蓮田2011a/蓮田2011b/田尻2010b/田尻2010c）。

### （2）慈恵病院関係者以外の議論

慈恵病院関係者以外の議論は、執筆者が「ゆりかご」をめぐる直接、議論をおこなっているか否かによって大きく2つに分けることができる。執筆者が「ゆりかご」をめぐる直接、議論をおこなっていないものとしては、学生や医師、就労女性等の「ゆりかご」に対する認識や意識をめぐる調査結果にもとづいた議論がある（田崎・吉田2010<sup>13)</sup> / 大川・一木・伊藤・ほか2009<sup>14)</sup> / 寺西・新谷・田中・ほか2009<sup>15)</sup> など）。

執筆者が「ゆりかご」をめぐる直接、議論をおこなっているものについては、山縣文治が2007年10月の時点で次のように述べており、当時の「ゆりかご」をめぐる議論の状況をうかがい知ることができる（山縣2007: 77 - 8）。

マスコミで報道されて以降、「ゆりかご」についての社会および専門家の意見は分かれました。大局的にみると、賛成派が過半数をかなり超えているようですが、必ずしも圧倒的多数という状況ではありません。賛成派は、「命が救われるということ」「資源は多様である方がいい」と主張します。一方、反対派は、「子捨てを助長する」「親の養育責任の放棄を認めることになる」「子どもの人権上問題がある」などと主張します。（中略）これに対して法的視点で検討を加えたものはほとんどありませんでした。子ども家庭福祉関係者も、その後の対応の難しさなどを語ることはありましたが、設置の是非やあり方についてのコメントは少なかったように感じてい

ます。

「ゆりかご」設置前から設置当時の議論の多くは山縣が指摘するとおりである。ただし、子ども家庭福祉関係者以外からは、この時期に「設置の是非やあり方について」、次のような論点があげられていた。

- ① 「ゆりかご」は非嫡出子（婚外子）を産んだ母親のセーフティネットになる可能性が高い。「ゆりかご」や特別養子縁組は非嫡出子（婚外子）差別を容認することになる（土橋 2007）。
- ② 既存の「里親制度」と「特別養子縁組」の制度は、生みの親がわかっていないことは想定されていない。したがって匿名性を担保する「ゆりかご」の子どもは、これらの制度を容易に使えない（池田 2007）。
- ③ 「ゆりかご」が匿名性を担保することにより、生殖補助医療の領域でも議論されてきた子どもが自己の出自を知る権利が侵害される（池田 2007）。

①の論点は非嫡出子（婚外子）の問題、②の論点は里親制度や養子縁組制度の問題、③の論点は子どもの出自を知る権利の問題である。熊本県が設置した「このとりのゆりかご検証会議」（以下、「検証会議」とする）による最終報告書提出（2009年11月）までにおこなわれた①～③の論点に関する議論は以下のとおりである<sup>16)</sup>。

- ① 「ゆりかご」に預けられた子どもたちが差別されない社会を創るためにも「戸籍に関する現行諸制度を見なおして、婚外子と養子の法的扱いを修正する必要がある」（阪本 2008：27）。
- ② 親の匿名性を認める場合、「氏名等を名乗る必要は無いにしても、ソーシャルワーカーやしかるべき医療職に直接意思を表明することは求めるのか」を検討すべきである（松原 2008：39）。「子どもの視点から、大人になるまでの長期ビジョンに立って、子どもたちや里親委託、養子縁組を支援する専門家や社会システムが必要」である（落 2008：71）。
- ③ 「ゆりかご」の利用者に完全な匿名を認めないで、利用者が持ち帰るはずの「母親への手紙」に「『子供への手紙』を書く紙」を添えて、「何らかの痕跡を残すように義務づける」（阪本 2008：27）。児童相談所にある「ゆりかご」に関する記録を破棄する

時期は、他の子どもの場合と同様に25歳になった時点にするのかどうかを検討すべきである（松尾 2009：112）。

最後に、①～③の論点に関する「検証会議」の議論をみていく。以下、引用の後ろに頁数のみを記しているものは、すべて（このとりのゆりかご検証会議 2010）からの引用である。

- ① 子どもには「名前を持つ権利」、「戸籍を持つ権利」が保障されている。しかし「戸籍が後まで残ることで『戸籍の傷』が子どもを認めないことに影響している」（157）状況がある。このため、「戸籍制度を子どもの権利の観点から見直す議論を開始する必要がある」（158）。また「未婚の母親や非嫡出子（婚外子）に対する社会的な偏見の解消に向けた努力が必要である」（158）。
- ② 「ゆりかご」に預けられた子どもを「家庭で養育する制度の積極的な活用の道を開くべき」（180）である。なお、愛着形成に有効と考えられる「新生児里親委託」も、「里親に対する支援とセットで広げていく必要がある」（181）。「ゆりかご」に預けられた「一定期間親が分からない」子どもの特別養子縁組の申立てが家庭裁判所になされた場合、「認容までスムーズに進むのかなど、現行の制度で十分かを検討する必要がある」（184）。
- ③ 「子どもの最善の利益」や「出自を知る権利」の観点から、「児童相談所等公的機関による社会調査等がなされることは当然であり、社会的には匿名であり続けることは認められない」（224）。したがって「ゆりかご」は、「極力、『匿名性を排除する努力』をすることが重要」（225）である。「ゆりかご」に預けられた子どもの「情報や遺留品については、子どもの出自にかかわる大切な資料」であるので、児童相談所を中心として、慈恵病院と熊本県が「その保存と引き継ぎ、管理にあたっては、散逸することのないよう十分な体制を確保することが必要」（210）である。

### 3. 「検証会議」による「ゆりかご自体」<sup>17)</sup>にたいする評価

「検証会議」は、「『相談業務と一体的に運用されるゆりかご』に総合的な評価を与えることが適当である」

(193)とした。そして「ゆりかご」については、「『生命を救済する』機能を持つ仕組みと表現するよりも、むしろ『養育をつなぐ』あるいは『養育を支える』機能を持つ仕組みであると表現した方が実態に即している」(194-95)と評価している。

2-(2)でみてきたように、「検証会議」は「ゆりかご自体」の匿名性に対して、社会的には匿名であり続けることは認められないので、匿名性を排除する努力が必要であると指摘している。「検証会議」が「ゆりかご自体」を評価するさいに取りあげた「課題(デメリット)」は、すべて匿名性であることに関係していた。先述した子どもの出自を知る権利以外にも次のような「課題(デメリット)」が指摘された。生後まもない子どもを遠方から預けにくる行為自体が子どもを生命の危険にさらすことであり児童虐待にあたる可能性も考えられるが、匿名の利用であるのでその危険性を伝えることが難しい。「匿名性が、子どもを捨てる行為のハードルを低くしてしまった」(199)、等である。

このような「ゆりかご」の匿名性に対する「検証会議」の評価を勘案すると、「総合的な評価を与えることが適当である」という姿勢は、次のように理解することも可能ではないか。「ゆりかご」は、最終手段として匿名で子どもを預かる事例を扱った点においては評価できないが、相談につながる事例を扱った点においては評価できるので「ゆりかご」の存在を全く否定するわけではない、というような理解である。あるいはまた、親が判明しない残りの3割弱の事例を扱った点においては評価できないが、匿名性という特性が失われ親が判明した7割強の事例を扱った点においては評価できるので「ゆりかご」の存在を全く否定するわけではない、というような理解である。

「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の「積極的な意義」としてまとめられた以下の3点(202)は、このような理解を証左するものといえよう(下線:筆者)。

- ア. 名前や妊娠の事実を周囲に知られずに、妊娠・出産・子どもの養育について相談できる体制があることによって、子どもの遺棄や子どもを危険にさらすことを防止する機能を果たすことが期待できる。事前相談の充実により、子どもの遺棄を思い止まらせることができる。
- イ. 出産にまつわる緊急避難の一つとして機能し、最悪の事態に至らないことを保障することができる

可能性がある。子どもの養育を支え、つなぐことができる。

- ウ. 親への障がい告知後の対応を含め種々の理由により、周産期の親が精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防止する一時保護機能を果たすことができる。その後、相談に結びつき子どもの援助ができる。

「検証会議」は、「ゆりかご自体」に全く意義を見出していないわけではない。しかし報告書におけるその評価は消極的である。このことは、「結果として『子どもの生命をつなぐギリギリの選択』として、一定の有効性は認められると考えられる」(194)、「直接生命が助かったとは明言できないが、結果的には『危険が回避できる』という点に、ゆりかご設置の一つの意義を見出すことができる」(194)というような消極的な文言に如実に表れている。

「検証会議」は、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」における「積極的な意義」を確認したことになる。しかし上記ア～ウの下線部分に注目すると、「積極的な意義」を見出したのは、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の「相談業務」の部分に限られている。つまり、匿名で子どもを預かるという「ゆりかご自体」以外の部分に「積極的な意義」を見出して評価していることがわかるのである。

#### 4. 親と子どもの関係の意味を変化させる仕組み

##### (1) 親の立場と子どもの立場に分けて捉える議論

「検証会議」は、「ゆりかご」について「命の救済」か「遺棄の助長」か、というような二者択一的に単純化された議論をおこなってしまうと、その議論から「子どもの人生・生活」という観点が抜け落ちる可能性がある」と指摘している。しかし、二者択一的に単純化された議論が問題であると指摘した「検証会議」の議論もまた、二者択一的なものであったのではないか。

子どもの「命の救済」というのは、「ゆりかご」を子どもの立場から捉えた場合に見出されるメリットである。一方、子どもの「遺棄の助長」につながるというのは、「ゆりかご」を子どもの立場から捉えた場合に見出されるデメリットである。つまり、検証会議によって批判された「命の救済」か「遺棄の助長」か、という二者択一的に単純化された議論というのは、親の立場と子どもの立場に分けて捉える枠組みを有していることがわか

る。「検証会議」は、「命の救済」か「遺棄の助長」か、というような単純な議論をおこなったわけではない。しかし、「ゆりかご自体」の特性を踏まえて検証するさいには、二者択一的に単純化された議論を呼び込んだのと同様の、親子の立場を分けて捉える枠組みが用いられている。

「検証会議」は、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」における「積極的な意義」を確認するとしながらも、結局、「ゆりかご自体」を除く部分にしか「積極的な意義」を見出せないという結果になってしまった。なぜなら、もともと親子の立場が相いれない状況にあるところで親子の立場を分けて捉えていると、「子どもの歩むその後の人生・生活を第一に考える」ということは、親の立場を退けることにならざるを得ないからである。つまり「検証会議」の議論もまた、子どもの立場だけを選択するという点においては二者択一的なものであったといえるのである。

## (2) 親と子どもの関係から捉える議論

「子どもの歩むその後の人生・生活を第一に考え」、かつ、親の立場ではなく子どもの立場をとるという二者択一的なものにならない議論は可能であろうか。先述したように「検証会議」の場合、親の立場と子どもの立場に分けて捉える枠組みが、二者択一的な議論を呼び込んでいることがわかる。したがって二者択一的な議論を回避するためには、議論の枠組みを変更して親と子どもの関係から捉える必要がある。

「ゆりかご」をめぐるこれまでの議論のすべてが、「命の救済」か「遺棄の助長」か、と二者択一的に単純化されたものでないことは先述したとおりである。しかし筆者の知る限りでは、「ゆりかご」について、親と子どもの関係から捉えて議論したものはない。そこで以下では、「ゆりかご」の特性を、親の立場と子どもの立場というように単純に二分して捉えるのではなく、親と子どもの関係から捉え、かつ、「子どもの人生・生活」を重視して「ゆりかご」の今日的意義について考察する。

「ゆりかご」の設立にあたり、慈恵病院の蓮田理事長は次のように述べている<sup>18)</sup>。

捨てるという事は子供(ママ)の命をなくす事につながりかねません。しかし安全なところに預けるという行為はわが子を助けたいという母親の切なる気持ちがそこにはあるのではないのでしょうか。その

事は将来その子が自分の親が養親であるという事を知り、悩むことがあればその時、「あなたのお母さんは、あなたの命を助けてもらいたいという深い愛情の元(ママ)に、私達に命を託されたのです。決してあなたを粗末にした訳ではありません。そして、縁があって今のご両親に育てられたのです。」とってあげたいのです。

「ゆりかご」を利用した親<sup>19)</sup>が、「あなたの命を助けてもらいたいという深い愛情」の下に子どもを預けたかどうか、実際のところ定かではない。子どもを預けた理由は、子どもに対する虐待や子どもを遺棄したことが発覚して罪に問われたくないという、自己保身のためであったのかもしれない。また、「ゆりかご」を利用した親にたとえ子どもに対する深い愛情があったにせよ、その親は、子どもの人生と「ゆりかご」に預けた子どものいない自分の人生を天秤にかけ、犯罪に手を染めることなく、後者の自分の人生を選択したのである。

「検証会議」によれば、「ゆりかご」を利用した親は、「もともと地域で相談する潜在力は持っており、衝動的にわが子の生命を奪ってしまうようなレベルではない」にもかかわらず、「しゅんじゅんが明確でない」(191)状況があるという。また、特定できた親の半数以上が、「その後の子どもへの養育意欲が見られない状況がある」<sup>20)</sup>(192)という。このような状況をみると、「ゆりかご」を利用した親には、子どもよりも自分の都合を優先させるエゴに満ちた親が多いのかもしれない。

しかし、「ゆりかご」を利用した親がいかなる親であっても、「ゆりかご」を利用することによって、「あなた(=子ども：筆者注)の命を助けてもらいたい」と思ったことだけは確かである。「ゆりかご」に子どもを預けた理由が、子どもに死なれたら自分が困る、というような利己的な思いであったとしても、である。このようにみえてくると、親が子どもを預けた理由の如何を問わず、「ゆりかご」に預けられたすべての子どもに対して、あなたの親は「決してあなたを粗末にした訳ではありません」と伝えたいという蓮田の言葉が了解可能なものとなるのである。

「検証会議」は、「ゆりかごに預け入れるために子どもを連れてくる親は、基本的には、子どもを安全な場所に置きたいという気持ちを根底に持っているとも考えられる。したがって、仮に、安全に子どもを預け入れる『ゆりかご』という存在がなければ、やむを得ず自分で育て

たという可能性も考えられる」(193)という。「ゆりかご」が子どもの「遺棄の助長」につながった可能性は否定できないということである。もし「ゆりかご」が匿名性を担保していなければ、このような可能性も考えられなくはない。しかし、匿名性を担保しているという特性に注目すると、「ゆりかご」を利用した親は、「子どもを安全な場所に置きたいという気持ちを根底に持っている」と同時に、その子どもが生まれたことを自分の人生から抹消してしまいたいと願っている親でもある。

ドイツのベビー・クラッペに関する調査によれば、親が匿名を希望する理由は、子どもを産んだことを「誰にも知られたくない」から、というよりむしろ、「誰にも知られてはならない」からだという(高橋 2010: 50)。このことから推察すると、「ゆりかご」がなければ、「ゆりかご」を利用した親がやむを得ず自分で育てたという可能性は低く、子どもを遺棄した可能性の方が高い。親から遺棄されてしまえば、遺棄された子どもは、親から「粗末」にされた子どもになってしまうのである。

以上から、「ゆりかご」という仕組みは、親に「粗末」にされたかもしれない子どもを、結果として、親から「粗末」にされた訳ではない子どもに変化させたといえる。つまり「ゆりかご」は、親と子どもの関係の実体を変化させる仕組みではないが、親と子どもの関係の意味を変化させる仕組みであるという点に「積極的意義」を見出すことができるのである。

最後に確認しておきたいのは、「ゆりかご自体」の取り組みでは、親に対する相談や教育や啓発が効果的に働き、親の意識や考えに変化がみられるようになって、親と子どもの関係の意味が変化したわけではないということである。「ゆりかご」は、子どもに対する親の意識や考えを変化させないまま、親と子どもの関係の意味を変化させる仕組みなのである。

#### おわりに

本稿では、「ゆりかご」の特性を親の立場と子どもの立場に分けて捉えるのではなく、親と子どもの関係から捉えた。その結果、「ゆりかご」という仕組みは、親から「粗末」にされたかもしれない子どもを、結果として「粗末」にされた訳ではない子どもに変化させたことが明らかになった。つまり、「ゆりかご」は、親と子どもの関係の実体を変化させる仕組みではないが、親と子どもの関係の意味を変化させる仕組みであるという点に「積極的意義」を見出すことができた。

加えて、子どもに対する親の意識や考えが変わる(あるいは変える)ことなく、親と子どもの関係にこのような変化をもたらされたことの意義は大きい。なぜなら、「はじめに」で述べたように、すべての親が子どもの健やかな育ちを願い、喜びとしてはいないからである。このような現実を直視すればするほど、親の変化に期待せずとも親と子どもの関係の意味を変化させる「ゆりかご」という仕組みの今日的意義が評価できるのである。

#### 【注】

- 1) 2011年7月に少子化社会対策会議で決定された「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」の冒頭において、「子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、また喜びである」と記されている。「子どもの親のみならず」という表現から、子どもの親であれば誰もが当然、子どもの健やかな育ちを願い、喜びとするものであるという考え方をみてとることができる。
- 2) 子ども虐待による死亡事例等の検証については、社会保障審議会児童部会に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において2005年から毎年、検証がおこなわれている。ここでとりあげたのは、日齢0日・0か月児の虐待死亡事例が最も多かった2009年度の結果である。なお、2009年度の検証結果がまとめられた第6次報告(2010年)が出された時点では、日齢0日の死亡は16人であったが、第7次報告(2011年)において、第1次報告～第7次報告の日齢0日・0か月児の死亡事例を検討するにあたり精査した結果、第6次報告で不明であった6人は日齢0日の死亡と判断された。
- 3) 2007年度と2008年度の厚生労働省調査による全国の遺棄児童数は、2006年度88人、2007年度151人、2008年度149人である。遺棄児童数というのは棄児数と、置き去り児童数を合わせた数であり、棄児というのは、病院等の玄関先、敷地内、路上等に遺棄された児童であって、保護された時に親が分からない者と定義されている。また置き去り児童というのは、親が判明しており、親が監護を放棄して、家庭の内外(産科、知人宅、自宅など)に放置した児童と定義されている。各年度の棄児数と置き去り児童数の内訳は次のとおりである。2006年度:棄児27人・置き去り児童61人、2007年度:棄児55人・置き去り児童96人、2008年度:棄児49人・置き去り児童100人。
- 4) 『人工統計資料集(2011)』(国立社会保障・人口問題研究所)

によると、2009年は221,980件の人工妊娠中絶数が確認されている。出生数を100とすれば中絶数は20.7件である。中絶数は減少傾向にあるものの、毎年、出生数のおよそ2割強の中絶数が確認される。

- 5) 田尻は論文の中で次のように記している。「こうのとりのゆりかごについて、実際は私たちの思いと違い、預けてください、という見方もある。蓮田理事長の意図は『小さな命を救いたい』ということと、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談をして下さいということである。このことを正しく伝えて下さいということである。このことを正しく伝えていかなければと思う」(田尻2010c: 181)。
- 6) 調査は2011年9月7日におこなった。
- 7) 実地調査のさいに、田尻は「ゆりかご」の扉の前に看板を設置したことについて、「看板に意味がありました。看板をおいてよかったです」と語った。
- 8) 保育器の上におかれている慈恵病院からの手紙は、ドイツでベビー・クラッペを設置している民間非営利団体「シュテルニ・パルク」で使用している手紙を参考している。「シュテルニ・パルク」とはもともと保育園を営んでいる団体である(阪本20008)。
- 9) 医療法人聖粒会慈恵病院(2011)「こうのとりのゆりかご」(<http://www.jikei-hp.or.jp/yurikago/1-1.html>, 2011. 7.17)。
- 10) 2011年9月に筆者がおこなった実地調査によって得られた情報と、「こうのとりのゆりかご検証会議」の最終報告書をもとに記す。
- 11) 実地調査のさいに入手した「H22年5月25日公表『こうのとりのゆりかご』の利用状況(H19～22年度)」をもとに記す。
- 12) 特別養子縁組成立の要件として、「実父母の同意」ということが定められている(民法第817条の6)。ただし、意思表示不能・虐待・悪意の遺棄等の場合は実父母の同意が不要とされている。
- 13) 田崎らの調査では、保育士養成課程に所属し、小児について専門的に学習する群と小児について専門的に学習しない群では、「ゆりかご」の用語や内容の認識について有意な差が認められた。
- 14) 大川らの調査では、新生児科医は「ゆりかご」の基礎的知識はあるが、運用状況に関心が低いことが明らかになった。
- 15) 寺西らの調査では、「ゆりかご」に対する賛否については、育児経験の有無のみが関連しているのではなく、個人が抱いている「ゆりかご」のイメージや捉え方に影響を受けていることが明らかになった。
- 16) 「検証会議」の最終報告書提出前には、検証会議の委員が3つの論点について議論している論考はみあたらない。したがって「検証会議」の最終報告書提出前の議論は、すべて「検証会議」の委員以外の人たちによるものである。なお、「検証会議」の最終報告書提出後、『子どもの虐待とネグレクト』Vol.12No.2(日本子ども虐待防止学会)で「『こうのとりのゆりかご』と子どもの権利・人権」という特集が組まれた。そのさいに、「検証会議」の委員であった柏女霊峰、弟子丸元紀らがこれらの論点について議論した論考を発表している(柏女2010)(弟子丸2010)。
- 17) 「検証会議」の最終報告書に登場する用語である。「ゆりかご自体」というのは、「人知れず秘密のうちに子どもを預け入れることができる仕組み。親の匿名性が守られたまま子どもの養育が社会的養護につながる可能性のある仕組み」(189)というひとつの特性を有している。
- 18) 前掲9), 医療法人聖粒会慈恵病院「こうのとりのゆりかご」HP。
- 19) 「ゆりかご」に子どもを預けた場合、「検証会議」の議論にもあるように「生んだ子どもとの関係が断ち切られる危険性」があり、親でなくなることも考えられる。しかしこのような状況になっても生物学的な親であることに変わりはない。したがって本稿では親という言葉を用いて議論を進める。
- 20) 判明した親にその後の養育意欲が見られないことについて、「検証会議」は、「出産してすぐに子どもから離れるために、愛着形成がなされず、子どもに対する愛情が育たない」(192)と述べている。もちろんこのような場合もあるかもしれないが、そもそも出産直後から養育意欲がなかったかもしれない。「ゆりかご」に子どもを預けることと、「ゆりかご」を利用した親にその後の養育意欲が見られない状況があるということは、相関関係としてはいえるであろうが、因果関係として議論するのは乱暴である。

【文献】

弟子丸元紀(2010)『『こうのとりのゆりかご』の運用状況とそこから見える課題』『子どもの虐待とネグレクト』12(2), 188-96.

蓮田太二(2011a)「平成の赤ちゃんポスト『こうのとりのゆりかご』その経緯と意義」『公衆衛生』75(3), 212-16.

蓮田太二(2011b)「いのちをつなぐ」『子どもの虐待とネグレクト』13(1), 6-14.



こうのとりのゆりかご検証会議 (2010)『こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの—いのちのあり方と子どもの権利』明石書店。

池田優剛 (2007)「赤ちゃんポスト」『臨床看護』33 (7) 1036 - 40.

柏女霊峰 (2010)「『こうのとりのゆりかご』が問いかけるもの—熊本県『こうのとりのゆりかご』検証会議最終報告の概要と考察—」『子どもの虐待とネグレクト』12 (2), 197 - 207.

松尾英美 (2009)「こうのとりのゆりかごを考える」(2009)『司法書士』(443), 31 - 7.

大川夏紀・一木沙耶香・伊藤育世・ほか (2009)「新生児科医からみた赤ちゃんポスト『こうのとりのゆりかご』の是非」『日本未熟児新生児学会雑誌』21 (1), 134 - 38.

落 美都里 (2008)「子どもの将来から見る『赤ちゃんポスト』—ドイツの現状と比較して」レファレンス 58 (6), 53 - 72.

阪本恭子 (2008)「ドイツと日本における『赤ちゃんポスト』の現状と課題」『医学哲学医学倫理』26, 21 - 9.

高橋由紀子 (2010)「ドイツのベビー・クラッペ(赤ちゃんポスト)と出産助成支援」『新しい家族』53, 40 - 57.

田崎勝成・吉田任子 (2010)「短期大学生における『こうのとりのゆりかご』の認識と意識に関する検討」『小児保健研究』69 (1), 78 - 84.

田尻由貴子 (2009)「『こうのとりのゆりかご』を通して考える生命」『尚綱公開講座講義録 2009 年度』, 16 - 25.

田尻由貴子 (2010a)「『こうのとりのゆりかご』が問いかけるいのち」『小児保健研究』69 (2), 181 - 88.

田尻由貴子 (2010b)「『こうのとりのゆりかご』の実践と相談事業」『新しい家族』(53), 58 - 75.

田尻由貴子 (2010c)「『こうのとりのゆりかご』の相談業務に取り組んで」『子どもの虐待とネグレクト』12 (2), 179 - 87.

寺西愛美・新谷夏紀・田中好子・ほか (2009)「赤ちゃんポストに対する考え方と育児経験との関連性」『母性衛生』50 (3), 173.

土橋博子 (2007)「『赤ちゃんポスト』の突きつけるもの」『インパクション』(157), 207 - 09.

山縣文治 (2007)「『こうのとりのゆりかご』と子ども家庭福祉—子どもの人権・権利と福祉の視点から考える」『そだちと臨床』3, 75 - 9.

究課題番号：22500707, 研究代表者：井上寿美) の助成を受けておこなったものである。

※本研究は、日本学術振興会平成 22 - 23 年度科学研究費 (研